

諮問番号：令和7年度諮問第 2号
答申番号：令和7年度答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年4月25日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、一部認容すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

食品倉庫でピッキングの仕事をしているが、会社は、パートタイマーには作業服を支給しない。そのため、自分でホームセンターに行って作業服を購入していた。

以前は、福祉事務所から作業服代が支払われていたが、今回から支払われないこととなった。その理由は、基礎控除内で賄うものだから、必要経費として認めないとのことである。

生活保護の基礎控除とは、生活保護を受けながら働いたときに発生する収入のうち自分のものにできる金額であり、その額は1万5千円である。

なぜ、仕事に必要な作業服代を自分で賄わなければならないのか。この作業服の件は、〇〇〇福祉事務所長が独断で行ったことではないか。

全国一律の決まりがなく、おかしいと思うため、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人から令和4年3月分の就労収入に係る収入申告書及び給与支給明細書並びに就労収入に係る必要経費として、作業着及び手袋の購入費5,035円を要したとする収入申告書等の提出を受けたことに対し、作業着及び手袋は、基礎控除内で賄うものであるため必要経費として控除しないとした上で、審査請求人の就労収入及び実費控除を確定し、同年4月分の保護費を変更する本件処分を行ったことが認められる。

(2) まず、作業着等を必要経費として認定しなかった判断についてみる。

審査請求人は、以前、処分庁より作業服費用が支払われていたにもかかわらず、本件処分において、作業着等は基礎控除内で賄うものであることから、必要経費として認めないとする処分庁の判断に納得できない旨主張する。

以下検討すると、①処分庁は、令和4年1月6日、審査請求人に対し、就労中に使用するため就労収入から必要経費として控除している作業着を普段着で着用しているのであれば控除の要否を検討しなすことを説明したこと、②処分庁は、同日、審査請求人に対し、作業着の支給の有無及び会社規則について、審査請求人の職場に確認すると伝えたところ、審査請求人は、処分庁が調査を行うことを忌避したこと、③処分庁は、同月11日、審査請求人に対し、必要経費とは就労に伴い必要な支出について計上するものであること、就労に伴えば全てを控除できるものではなく、就労に限定した支出である必要があること、審査請求人が日常生活で作業着等を着用している場合、作業着等の費用を就労に限定した支出として認めることは困難であることを説明したこと、④処分庁は、同月26日、審査請求人宅を訪問し、審査請求人が就労収入から必要経費として控除した衣服を着用していることを確認したこと、必要経費の控除は、仕事に必要な物品であって日常生活では使用しない物品であることを審査請求人に対し説明したこと、審査請求人が作業着等を普段着として使用している場合、作業着等は控除対象とは認められないことを審査請求人に対し説明したこと及び控除の検討のため、審査請求人宅内の部屋を見て普段着の状況を確認したい旨、審査請求人に伝えるも、審査請求人が奥の部屋への入室を拒否したこと、⑤処分庁は、同年3月25日にケース診断会議を開催し、審査請求人の作業着等に係る必要経費控除について組織的に検討したところ、就労に伴う必要経費は原則基礎控除で賄うものであること、審査請求人が控除を申し出ている作業着等は、汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること及び審査請求人が忌避したため、会社への服装の規定に係る調査ができないことから、今後は基礎控除とは別に控除は行わないことを決定したこと、⑥審査請求人は、同年4月5日付けで、処分庁に対し、作業着及び手袋等の費用の合計5,035円を同月分の就労収入に係

る必要経費として申告したこと、⑦処分庁は、ケース診断会議の決定に基づき、同年4月25日付けで、作業着等を必要経費として控除しないとす
る本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人に対し、必要経費の
控除について説明を重ねていたこと、審査請求人は、処分庁が審査請求人
宅に訪問した際、就労収入に係る必要経費として認定した作業着を着用し
ており、作業着等の控除の検討のために就労先の会社への調査を処分庁が
行うことを忌避したこと、処分庁が普段着の状況を確認するため、審査請
求人宅内の部屋へ立ち入ろうとするとこれを拒否したことが認められる。

そうすると、処分庁としては、審査請求人から申告のあった作業着等が、
勤労に必要と認められるものなのか否かを判断するための調査をすること
ができず、当該作業着等が汎用性が高く日常生活でも使用できるもので
あることや、会社の服装の規定等も確認できず、控除対象と認定できる事
実を確認することができないため、今後は基礎控除とは別に控除しないこ
とと判断したことは、理由があるものと考えられる。

したがって、審査請求人から申告のあった作業着等を就労に係る必要経
費として認定しないとした処分庁の判断に取り消すべき違法又は不当な
点は認められない。

(3) 次に、本件処分による保護費の算定についてみる。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省
発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3

(1) ア (ア) のとおり、勤労収入については、基本給等の収入総額を認
定することとされている。また、次官通知第8の3 (1) ア (イ) 及び第
8の3 (4) のとおり、勤労収入を得るための必要経費として、基礎控除
額表によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

これを本件について検討すると、①審査請求人は、令和4年4月5日付
けで、処分庁に対し、同年3月分の就労に係る収入申告書及び給与支給明
細書を提出したこと、②審査請求人は、同月分の就労収入として、総収入
105,788円から健康保険料等の合計16,498円を控除した89,
290円を支給されていること、③処分庁は、同年4月分の保護費につい
て、本件処分により、審査請求人の収入金額を105,788円、実費控
除を16,498円、基礎控除を24,000円に変更し、収入金額から
控除額を差し引いた65,290円を同年4月分の収入充当額とし、12,
557円を審査請求人に追加支給したことが認められる。

これらのことからすると、本件処分は、同年4月分の保護費について、
基準生活費77,240円、住宅扶助費39,000円を算出し、審査請
求人令和4年4月分の就労収入に係る収入充当額を65,290円と確

定することで発生する追加支給額12,557円を審査請求人に支給するものであり、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）に照らし違算は認められない。
(4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分通知書にはいかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令及びその適用関係が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

(5) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年 4月24日 諮問の受付

令和7年 4月25日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：5月9日（提出：令和7年
5月9日付け）

口頭意見陳述申立期限：5月9日（提出：令和7年
5月9日付け）

令和7年 5月27日 第1回審議

令和7年 5月30日 審査庁への質問（回答：令和7年5月30日付け社援
第1563号）

- 令和7年 9月22日 審査請求人による口頭意見陳述の実施
第2回審議
- 令和7年 9月25日 処分庁に対する質問(回答:令和7年10月21日付
け〇〇〇第2310号)
- 令和7年10月29日 第3回審議
- 令和7年10月30日 処分庁に対する質問(回答:令和7年11月12日付
け〇〇〇第2494号)
- 令和7年12月24日 第4回審議
- 令和8年 1月 6日 処分庁及び審査請求人に対する質問(回答:(処分庁)
令和8年1月23日付け〇〇〇第3230号、(審査
請求人) 令和8年1月23日)
- 令和8年 1月26日 第5回審議
- 令和8年 2月 2日 審査庁に対する質問(回答:令和8年2月3日付け社
援第3298号)
- 令和8年 2月24日 第6回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (4) 法第24条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつ

て、これを通知しなければならない。」と定め、同条第9項は「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。

- (5) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯(単身世帯)の居宅基準の基準生活費の額は、第1類の基準額②が47,420円、第2類の基準額②が28,890円、経過的加算額が930円と、月額合計77,240円とされている。
- (6) 次官通知第8の3(1)ア(ア)は、勤労(被用)収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と記している。
- (7) 次官通知第8の3(1)ア(イ)は、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。
- (8) 次官通知第8の3(4)は、勤労に伴う必要経費について、「(1)のアからウ〔勤労(被用)収入・農業収入・農業以外の事業(自営)収入〕までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。(後略)」と記している。また、基礎控除額表には、収入金額別区分が「103,000円～106,999円」の1人目の基礎控除額を月額「24,000円」と記している。

なお、次官通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

- (9) 生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)は、「第8 収入の認定」の「4 勤労に伴う必要経費」において、「(前略) いわゆる、実費控除は、稼働収入に限らず収入一般に共通のものであり、収入の種類に応じて当該収入を得るのに直接必要な経費を実費控除することになっている。これに対し、勤労に伴う必要経費いわゆる勤労控除は、生活扶助基準が非稼働世帯を基礎としていることから稼働に伴う生活需要の増加分を補てんするための必要経費として位置づけられるものであるが、同時に勤労意欲の助長、自立助長という性格を併せ有している。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成24年3月19日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護

査請求人は、訪問時に就労収入から経費控除した機能性インナーを着用していた。処分庁は、機能性インナーは日常生活でも必要なものであり、作業ズボンについてもプライベートで使用しているものであれば就労のためだけに購入したとは認めがたく、控除について協議を行う必要があると説明した。しかし、審査請求人は納得せず、それ以上の説明を拒んだ。また、奥の居室が閉め切られていたので、控除の検討のため普段着の状況を知りたいと伝えたが、散らかっているから開けられないと入室を拒否された。

審査請求人は処分庁による説明に納得せず、衣服の控除についてはこれまでどおり申し出ると主張した。

- (13) 令和4年3月25日、処分庁はケース診断会議を開催した。就労に伴う必要経費については、次官通知第8の3(1)ア(イ)により、原則基礎控除で賄うこととなっており、さらに、審査請求人の申し出ている必要経費の内容が、機能性インナー、エプロン、制電パンツ等、汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること、また、勤務先の服装に関する規則等や審査請求人宅の普段着の状況も審査請求人の拒否により確認できないことから、今後は基礎控除とは別に控除は行わないこととした。
- (14) 令和4年3月28日、処分庁は、審査請求人に(13)のケース診断会議の結果を連絡し、基礎控除についても説明を行った。しかし、審査請求人は納得せず、勤務先から制服の支給はないこと、今後も申出はすること、決定については課として行ったものであり、今後は皆そうなるのか文書での回答を求める旨主張した。処分庁は、個別のケース検討であるため全世帯に対する決定ではないこと、具体的な申請に対する却下等ではないため文書による通知はしないことを説明し、今後も控除を希望する場合、相談は可能である旨伝えた。
- (15) 令和4年4月8日、審査請求人は処分庁に対し、夏用作業着3着(4,708円)及び手袋(327円)を購入したとして、令和4年3月分の収入申告書とともにレシート2枚を提出した。
- (16) 令和4年4月14日、処分庁は、審査請求人に係る同年4月分の保護費について、請求のあった夏用作業着3着及び手袋に係る費用(計5,035円)を必要経費として控除しないこととし、審査請求人の就労収入を105,788円、実費控除(社会保険料)を16,498円、基礎控除を24,000円と認定し、収入金額からこれら控除額の合計40,498円を差し引いた65,290円を同年4月分の収入充当額とすることを決定した。
- (17) 令和4年4月25日付けで、処分庁は(16)の決定に基づき本件処分を行った。保護決定(変更)通知書の「変更の理由」欄には、「〇〇さんの就労収入」(確定:105,788円)の認定替えによる。〇〇さんの実費控除(16,490円)の認定替えによる。提出のあった夏服作業着3枚(4,

708円)及び手袋(327円)については、基礎控除内で賄うものであるため、必要経費として控除しません。◆追給支給額は12,557円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和4年4月分 生活11,950円 住宅607円を次回定例支給日に支給します。」と記載されていた。(18)令和4年6月17日、審査請求人は本件審査請求を行った。

《作業着等に係る申請一覧》

| 申請日 | 内容 | 合計金額 | 経費控除 |
|----------|---------------------------|---------|------|
| R2.6.9 | 安全靴、メッシュベスト、夏用作業服3着、作業ズボン | 20,658円 | 可 |
| R3.11.15 | 作業用ズボン(制電パンツ) | 4,928円 | 可 |
| R3.12.6 | インナー3着、デニムエプロン | 4,960円 | 可 |
| R4.4.8 | 夏用作業着3着、手袋 | 5,035円 | 不可 |

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人から令和4年3月分の就労収入に係る必要経費として、夏用作業着3着(4,708円)及び手袋(327円)の購入費(計5,035円)を要したとする収入申告書及びレシート2枚の提出を受けたことに対し、夏用作業着及び手袋は基礎控除内で賄うものであるため必要経費として控除しないとした上で、審査請求人の就労収入及び実費控除を確定し、同年4月分の保護費を変更する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) まず、作業着等を必要経費として認定しなかった判断についてみる。

審査請求人は、以前、処分庁から作業着等に係る費用について、就労に伴う必要経費として控除認定されていたにもかかわらず、本件処分において、作業着等は基礎控除内で賄うべきものであるから必要経費として認めないとした処分庁の判断に納得できない旨主張する。

以下検討すると、①令和4年1月6日、処分庁は審査請求人に対し、就労中に使用するものとして就労収入から必要経費として控除した作業着等を普段着としても着用しているのであれば控除の要否を検討し直す旨説明したこと、②同日、処分庁は審査請求人に対し、作業着の支給の有無及び勤務先の規則について、審査請求人の勤務先に確認すると伝えたところ、審査請求人が職場に保護受給者であることを知られたくないとして当該調査を行うことを拒否したこと、③同月11日、処分庁は審査請求人に対し、必要経費とは就労に伴い必要な支出について計上するものであって、就労に伴えば全てを控除できるものではなく就労に限定した支出である必要があること、及び審査請求人が日常生活で作業着等を着用している場合、その費用を就労に限定した支出として認めることは困難である旨説明したこと、④同月26

日、処分庁が審査請求人宅を訪問した際、審査請求人が必要経費として控除した作業着を着用していることを確認し、必要経費の控除は仕事に必要な物品であって日常生活では使用しない物品であることを説明した上で、審査請求人が作業着等を普段着として使用している場合、作業着等は控除対象とは認められないと説明したこと、及び控除の検討のため審査請求人宅の部屋を見て普段着の状況を確認したいと伝えるも、審査請求人が奥の部屋への入室を拒否したこと、⑤同年3月25日に処分庁はケース診断会議を開催し、作業着等に係る必要経費控除について組織的に検討したところ、就労に伴う必要経費は原則基礎控除で賄うものであり、審査請求人が控除を申し出ている作業着等は汎用性が高く日常生活でも使用できるものであること及び審査請求人が拒否したため勤務先の服装に関する規則等の調査が行えないことから、今後は基礎控除とは別に控除は行わないことを決定したこと、⑥同年4月5日付けで、審査請求人は処分庁に対し、夏用作業着3着及び手袋の費用の合計5,035円を同月分の就労収入に係る必要経費として申告したこと、⑦同月25日付けで、処分庁はケース診断会議の決定に基づき、申告のあった夏用作業着及び手袋に係る費用を必要経費として控除しないこととする本件処分を行ったことが、それぞれ認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人から申告のあった作業着等は汎用性が高く日常生活でも使用できるものであって、問答集のいう「直接必要な経費」には該当せず基礎控除で賄うべきものと判断した上で、実際に審査請求人が作業着を普段も着用していることを確認し、審査請求人に対し再三、就労に伴う必要経費の控除について説明したが納得を得られず、作業着等が就労に必要と認められるか否かを判断するための調査を行おうとしたが、勤務先の規則等や審査請求人宅の一部居室の状況が審査請求人の拒否により確認できなかったため、控除対象と認定できる事実を確認できないことから、以後、同様の費用については控除しないと判断したものと認められる。

なお、処分庁は審査請求人に対し、「今後も控除を希望する場合は相談は可能である」旨伝えており、「以後、同様の費用については控除しない」とは、前述のような就労に必要であるかどうかを確認できない場合を示しているものと解される。

そうすると、処分庁の本件必要経費に係る上記判断は概ね妥当と認められるところではあるものの、「手袋」については疑義が残る。処分庁からは、当審査会からの質問に対し、当該手袋についてウェブサイトにより業務用であることを確認していたものの、審査請求人が勤務先への照会を拒否したため、手袋の着用が業務に必須か否かが確認できず必要経費と認定できなかったため控除を行わなかった旨の回答があった。一方、審査請求人は当審査会

に対し、手袋は食品倉庫でのピッキング作業には必要なものであり、勤務先でも手袋を着用するよう指示されているが、非正規社員には作業着等の支給がなく、また、本件手袋は日常生活では使用していない旨述べている。

食品倉庫でのピッキング作業に手袋が必要であることは社会通念上是認でき、また、本件手袋は業務用のものであり、専ら就労のために購入されたと考えられること、処分庁が審査請求人が日常生活において本件手袋を着用していることを確認したという事実は事件記録上見当たらず、また、一般的に業務用の手袋を日常生活で使用することはないと考えられ、審査請求人もそのように主張していること、及び処分庁が従前、作業着について専ら就労のために使用されるものであれば必要経費として実費控除を認めてきたことも併せ考えると、本件手袋については必要経費として認定すべきであったと考えられる。

(3) 次に、本件処分による保護費の算定についてみる。

次官通知第8の3(1)ア(ア)のとおり、勤労収入については、基本給等の収入総額を認定することとされている。また、次官通知第8の3(1)ア(イ)及び第8の3(4)のとおり、勤労収入を得るための必要経費としては、基礎控除額表によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

本件について検討すると、①令和4年4月5日付けで、審査請求人は処分庁に対し、同年3月分の就労に係る収入申告書及び給与支給明細書を提出したこと、②審査請求人は、同月分の就労収入として、総収入105,788円から社会保険料及び所得税16,498円を控除した残額89,290円を支給されたこと、③処分庁は、同年4月分の保護費について、本件処分により、審査請求人の収入金額を105,788円、実費控除を16,498円、基礎控除を24,000円とし、収入金額から控除額を差し引いた65,290円を同年4月分の収入充当額と確定し、同月分の追加支給額12,557円を審査請求人に支給する旨を通知したことが認められる。

これらのことから、本件処分は、同年4月分の保護費について、基準生活費77,240円、住宅扶助費39,000円を算出し、審査請求人の同月分の就労収入に係る収入充当額を収入申告書に基づき65,290円と確定することで発生した追加支給額12,557円を審査請求人に支給する旨を決定したものであり、保護の基準に照らし、違算は認められない。

(4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分のうち、夏用作業着3着分(4,708円)の必要経費に係る認定については違法又は不当な点は認められず、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきであるが、本件審査請求のうち、手袋(327円)の必要経費の認定に係る部分については、同法第46条第1項の規定により、認容される

べきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において種々の主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、本件処分通知書には「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」との記載はあるものの、適用される条項及び各種通知等を、当該処分の原因となる事実関係に照らし、どのように適用し、本件処分が行われたのかについての記載がないことから、十分な理由提示と言えるか否かについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の通知に当たっては、その理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令の条項及び各種通知等の適用関係を示し、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会
委員（部会長）野呂 充
委員 相間 佐基子
委員 重本 達哉